

令和7年4月28日開催

令和7年度  
燕市農業委員会第1回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年4月28日(月曜日)  
午前9時30分～午前10時1分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(25名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	23番 小杉 祥子
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	24番 三浦 哲郎
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	25番 澁木 誠治
6番 阿部 恵作	16番 志田 晃	26番 江口 保
7番 山田 直子	17番 大矢 陽子	
9番 山崎 登美雄	18番 玉木 美奈子	
10番 江辺 耕一	19番 澤口 隆行	
	20番 土田 喜七	

4. 欠席委員

欠席 1名 8番 岩野 稔  
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第2号 農地転用事実確認願について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

20番 土田 喜七 21番 五十嵐 博子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 8 番 岩野 稔委員であります。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 1 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 20 番 土田 喜七 委員及び</p> <p>議席番号 21 番 五十嵐 博子 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 1 号から第 3 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。議案につきましては、事前配布してございますので、各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 1 番 渡部の田、1 筆、1,447 m<sup>2</sup>、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、2 件、3 筆、2,054 m<sup>2</sup>となります。</p>
事務局	<p>次に農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 3 番 横田字小池境、他の田、計 3 筆、3,618 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、8 件、28 筆、32,869.3 m<sup>2</sup>となります。</p>

事務局	<p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 11 番 小池字中通の田、計 4 筆、2,916 m<sup>2</sup>、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>中間管理事業の解約は、18 件、71 筆、45,358 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>合意解約の総合計は、28 件、102 筆、80,281.3 m<sup>2</sup>となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 2 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 大曲字曾根の田、計 2 筆、1,966 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 1 号、令和 7 年 4 月 7 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 佐渡字向川原の畑、1 筆、677 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>受付番号 2 番 東太田字往来西の田畑、計 2 筆、174 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 3 番 佐渡字上居村の畑、1 筆、130 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。令和 7 年 3 月 28 日、燕農委第 15466 号、農地法第 5 条、住宅。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 道金字前畑の畑、計2筆、607㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号2番 粟生津字山王の田、1筆、1,147㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の2頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号3番 熊森字堤外の畑、計3筆、629㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料の3頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る4月22日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>4月22日、午前9時30分より、市役所3階301会議室で、第3事前審査委員会、出席委員11名による審査を行いました。審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」</p>

	を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田文京町の畑、1筆、237㎡、当初計画では住宅を建設する予定でしたが、都合により断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の4頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号2番 東太田字荒井江西の田、計2筆、991㎡、当初計画では倉庫及び住宅を建設する計画でしたが、都合により断念し、承継者が集合住宅14戸及び駐車場21台を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の5頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号3番 分水東学校町三丁目の田、1筆、198㎡、当初計画では住宅を建設する計画でしたが、都合により断念し、承継者が資材倉庫及び事務所を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の6頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>「農地転用事業計画変更承認申請」3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

	<p>り「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 白山町三丁目の田畑、計4筆、209㎡、転用目的は、住宅及び車庫。位置図・土地利用計画図は、議案資料7頁をご覧ください。</p> <p>相続により当該地を取得しましたが、農地に住宅及び車庫が建てられていたことが判明し、農地転用するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

<p>議 長</p>	<p>り「許可」とする事に決しました。</p> <p>それでは議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 道金字榎島の畑、1筆、422㎡、転用目的は大型トレーラー転回場及び待機場。契約内容は売買、令和7年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の8頁をご覧ください。</p> <p>乳製品加工業を営んでおり、原乳搬入のため当該地を購入し、大型トレーラーの転回場と待機場所を建設するものです。</p> <p>申請地は農振青地の第1種農地ですが、令和7年3月31日付けで燕市農業振興地域整備計画の変更がされ、宅地に連担し周辺の農地への影響もないことから、転用事由を正当と認め、許可相当であると判断されるところであります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号2番 長所字浦田川西の田、計4筆、2,125㎡、転用目的は工場及び駐車場。契約内容は売買、令和8年3月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料9頁をご覧ください。</p> <p>金属加工業を営んでおり、製品の生産増加に対応するため当該地を購入し、工場の増設と従業員駐車場を建設するものです。申請地は農振青地の第1種農地ですが、令和7年3月31日付けで燕市農業振興地域整備計画の変更がされ、既存施設の拡張による例外規定により、転用事由を正当と認め、許可相当であると判断されるところであります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号3番 熊森の畑、1筆、500㎡、転用目的は農業用施設。契約内容は贈与、令和7年8月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料10頁をご覧ください。</p> <p>熊森地区周辺で水稻を中心に耕作していますが、米の乾燥調製機や農機具等の保管場所確保のため当該地を譲り受け、農業用施設を建設するものです。申請地</p>

<p>事務局</p>	<p>は、農振青地の第1種農地ですが、令和7年4月9日付けで燕市農業振興地域整備計画の変更がされ、農業上の土地利用との調整が整っていると判断される所とあります。</p> <p>受付番号4番 大曲字砂押の田、計2筆、1,413㎡、転用目的は現場事務所及び工事ヤード。契約内容は使用貸借、令和7年7月31日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料11頁をご覧ください。</p> <p>下水道污水管布設工事のため、現場事務所、工事ヤードとして一時転用するものです。申請地は、農振青地の第1種農地ですが、一時転用であるため、周辺の農地への影響もないことから、転用事由を正当と認め、許可相当であると判断される所とあります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号5番 東太田字荒井江西の田、計2筆、991㎡、転用目的は集合住宅14戸及び駐車場21台。契約内容は売買、令和7年12月20日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料5頁へお戻りください。</p> <p>先ほど事業計画変更の受付番号2番で説明した案件であります。</p> <p>アパート経営を営んでおり、保育園やスーパーマーケット、工業団地、物流センターも近く利便性の高い当該地を購入し、集合住宅14戸及び駐車場21台を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される所とあります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号6番 分水東学校町三丁目の田、1筆、198㎡、転用目的は資材倉庫及び事務所。契約内容は売買、令和7年11月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の6頁をご覧ください。先ほど、事業計画変更の受付番号3番で説明した案件であります。</p> <p>水道配管業を営んでおり、現在隣接する自宅を資材倉庫兼事務所としておりましたが、手狭になったため、当該地を購入し、資材倉庫及び事務所を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指</p>

	<p>定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、関係委員の案件といたしまして、受付番号3番に遠藤委員の案件があります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号3番を除いて小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」関係委員の案件1件を除いた5件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号4番 遠藤忠夫委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午前9時51分)</p>
議 長	<p>関係委員の案件である受付番号3番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」関係委員の案件1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午前9時54分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「許可」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」であります。</p>
事務局	<p>10年の促進計画であります。</p> <p>番号1番に始まり、番号175番まで計11件、175筆、139,950㎡、設定期間は令和17年3月31日までの10年になります。</p>
事務局	<p>8年の促進計画であります。</p> <p>番号176番、1件、1筆、1,185㎡、設定期間は令和15年4月5日までの8年になります。</p>
事務局	<p>6年の促進計画であります。</p> <p>番号177番に始まり、番号179番まで1件、3筆、2,038㎡、設定期間は令和13年2月5日までの6年になります。</p>
事務局	<p>5年の促進計画であります。</p> <p>番号180番に始まり、番号222番まで2件、43筆、24,491.11㎡、設定期間は令和12年3月31日までの5年になります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、番号13番から17番、26番から28番、92番から93番に笹川委員の案件があります。説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である番号13番から17番、26番から28番、92番から93番を除いて小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、関係委員の案件10筆を除く212筆、意見は特になかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件10筆を除く212筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件10筆を除く212筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号22番 笹川勇雄委員は退室願います。 (関係委員 退室 午前9時57分)
議 長	関係委員の案件である10筆について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、番号13番から17番、26番から28番、92番から93番について、意見は特になかったことを報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午前 10 時 00 分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、意見は「特になし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。</p> <p>なお、議案第 5 号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 1 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 10 時 1 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

---

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---